

『続板倉政要』系列裁判説話の性質

熊倉功夫氏調査による『板倉政要』裁判説話の基本形¹⁾

すなわち京都大学蔵十卷十冊本『板倉政要』卷六、十(卷六、八及び卷九・十追加)に代表される裁判説話を『板倉

政要』正編』とする場合、その『続編』的内容とみられ

る裁判説話の系統の代表的な例を『続板倉政要』(東北大

学蔵本卷十一、十六の外題に拠る)裁判説話として、これ

までその現存写本の本文に関する検討を行ってきた²⁾。本稿

ではその本文内容の性質についての考察を行う。

現存の『板倉政要』の諸写本には様々な巻話数の異同が

あるが、その多くは「正編」裁判説話をもつものとみら

れ、後に大岡裁判物等に脚色される板倉物の“木綿盗難と

地蔵吟味”(卷六ノ二)や“二人二両損”(卷七ノ14)など

も、「正編」所収話として知られている。先行研究の諸論

考もこれらを「正編』として扱い、国会図書館蔵本や内閣

文庫蔵本等、比較的人手の容易な本文テキストの利用に

よって各々解釈されている。卷六、八の裁判説話に「追

加」の卷九・十が記されている京都大学蔵本の例のとおり、

「正編』は成立過程上、判例集が「順次増補されていった

形態³⁾とみられ、熊倉氏は卷六、八(Aグループ)が本来

の正編、卷九・十(Bグループ)が追加分であると指摘す

る。京都大学法学部蔵九卷三冊本の⁴⁾ように卷六、八の裁判

説話の追加一卷が十卷本の卷十に相当する(「正編』卷九

部分の説話を欠く)例、あるいは卷五、十に京都大学蔵

本の卷六、九(「正編』卷十部分を欠く)の裁判説話をも

大久保 順 子

『続板倉政要』系列裁判説話の性質

『架蔵十卷五冊本』の例など、『正編』諸本の中で巻話に「出入りの差」が発生する例は多い。

しかし東北大学蔵本や宮内庁書陵部蔵本、内閣文庫蔵本などは、京都大学蔵本卷六ノ八及び卷九ノ十追加にほぼ該当する「正編」説話部分を備え、かつ“追加された”とみられる「統編」説話部分がある。宮内庁書陵部本では卷十一ノ十三、内閣文庫蔵本では卷二・卷四、東北大蔵本では卷十一ノ十六・六冊、外題「続板倉政要」がこの「統編」部分に相当し、それぞれ本文が巻数は異なりつつもまたまった配列の対応関係をもつ。筑波大学蔵本『板倉頭命録』も同系列の「統編」裁判説話集だが、巻話数の対応はばらばらになっている。本稿末に掲げる「統編」の例、東北大学蔵本卷十一ノ十六の所収話一覽（及び参考の京都大学蔵本「正編」一覽）にその関係を付記し、以下の考察を行うこととする。

一 裁判説話の構成

『板倉政要』『正編』裁判説話は基本的に①江戸初期（慶長ノ寛文年間）の②京都所司代「板倉殿」「所司代殿」（伊賀守殿「周防守殿」と「内膳正殿」）による③京都を中心とした空間での裁判事件を描いたものである。一話の構成は主に①事件の経緯や訴訟の原因、②被害者等

の窮状と「所司代」への「愁訴」、③出頭した被害者又は

原告と被告の供述、④「所司代」の判断、⑤裁判の結果や後日の処理、そして結末では多くの場合⑥「所司代」の裁断や事件の結果に対する「京重」たちの評が記される。この「正編」の話の基本的形態を『続板倉政要』裁判説話もほぼ踏襲している。東北大学蔵本卷十一に「正編」の卷

九ノ十（能倉氏指摘のBグループ）との重複語があることや、後に述べる内容の点から考えて、Bグループのような様々な裁判事例の話が「正編」の追加的に増え、「統編」説話の巻を成立させていったと推測される。東北大学蔵本『続板倉政要』卷十一ノ十六の裁判説話（一覽参照）を例

に内容を大別すると、次のような事件話が見られる。

A 違法行為の捜査と処罰の検討（卷十一ノ3、卷十四ノ

2、卷十四ノ3、卷十四ノ8、卷十五ノ6、卷十六ノ

6など）

B 眞實詐欺、偽造をめぐる訴訟喚問と処断（卷十三ノ

9、卷十三ノ10、卷十三ノ11、卷十四ノ10など）

C 喧嘩口論の類（卷十一ノ4、卷十二ノ11、卷十三ノ4

など）

D 預り品の損傷・売却や盗品売買、弁償交渉調停（卷十

一ノ2、卷十二ノ10、卷十三ノ5、卷十三ノ8、卷十

四ノ1、卷十四ノ5、卷十六ノ4など）

E 欠落など奉公人契約上の争いの調停 (卷十二ノ2、卷

十二ノ4、卷十三ノ1、卷十三ノ2、卷十四ノ9、卷

十四ノ11、卷十六ノ3など)

F 家督財産や寺領等の相続権争いの調停 (卷十一ノ5、

卷十二ノ3、卷十三ノ6、卷十四ノ6、卷十六ノ5な

ど)

G 契約のトラブルの調停 (卷十一ノ7など)

H 金銀や家の貸借の問題の調停 (卷十二ノ5、卷十二ノ

7、卷十三ノ3など)

I 養子関係や養家美家の問題の調停 (卷十一ノ9、卷十

三ノ7、卷十六ノ1、卷十六ノ2など)

J 婚姻や妻妾の問題、密通など (卷十二ノ1、卷十四ノ

4、卷十五ノ1、卷十五ノ2など)

K 民衆の愁訴と行政的施策 (卷十一ノ1、卷十一ノ6、

卷十一ノ8、卷十一ノ10、卷十四ノ8、卷十五ノ4、

卷十五ノ5など)

L その他

「正編」で実話を元としたとみられる話例としては卷八

の1「山本泰順父子被行死罪事」が既に考察されている

が、「続編」の場合も同様に、寛文以前の時代状況が背

景として滲み、「板倉政要」の続編「らしき」となってい

る。

『続板倉政要』の卷十一ノ10「寛永三旱魃之事」や卷十

五ノ5「鯨寡孤獨之事」は、寛永三年の実際の災害時を話

題とした話とみられる。内閣文庫蔵『談海』卷四が秀忠

公・家光公両上様の上洛の年、と記す「寛永三丙午年」は

「此年夏より中秋に至りて一日も雨ふらずして前代未開の

大日てりなり 草木悉く枯て池魚氷に渴して多死す」年で

あり、斎藤月岑『武江年表』卷之一も「四月より八月迄諸

国旱魃」の年と伝えている。この旱魃及び飢饉を愁訴する

民衆に対し『続板倉政要』の所司代(板倉殿)は、米穀配

給を抑え先に金銀を配当して味噌・塩・酒粕・醬油等の高騰

を防ぎ(卷十一ノ10)、飢饉に陥った人々に味噌・雑炊の配

給の指示、身寄りを失った者への補助等(卷十五ノ5)を行

った、という。

大平祐一氏は、日本近世の合法的「訴訟」には民事・刑

事の裁判「訴訟」と民衆の「訴願」との両方が相当すると

指摘する。『板倉政要』卷九ノ1や卷九ノ5等の定免に関

する百姓の愁訴の例を含め、「正編」と「続編」の『続板

倉政要』がともに「訴願」の裁判例を含んでいる点に注意

したい。江戸初期当時のこの実録的な要素は、「正編」に

も「続編」の『続板倉政要』にも共通して窺えるのであ

る。

「板倉氏新式目」や『板倉政要』卷一ノ五の成立と合わ

せ、「正編」巻六ノ十の裁判説話が極めて実用的な法令集の意識で編まれ加えられたものと評価する視点もある。中世法を踏襲しつつ整備されていった江戸初期当時の新式目等の法令は、説話の背景でもあり、その内容に『続板倉政要』の裁判話を参照することができる。例えは

- ・新式目第四十一ヶ条目「隠地之事一隠地之事於露頭者、從前任重科之法儀、妻子共可行死罪」：巻十四ノ2
- ・同第四十四ヶ条目「耕作毛之上江牛馬放人事」：則牛馬ヲ押置、右損失分限弁弁之時可返」：巻十六ノ6
- ・同第四十五ヶ条目「田地売買事」(地頭名主以談合、相済公儀之諸役、無闕処者、不及沙汰)：巻十一ノ7
- ・同第五十一ヶ条目「質屋作法之事」

(返弁之年月相延候共、二箇月可相待)：巻十四の1
 (質物屋盗入候証拠於明白者、如類火烧亡、互可為損失)：巻十三ノ5

などとの関連である。巻十四ノ2については「正編」の『板倉政要』巻四「法度書」に「隠地之儀」として「殊以爲重科」「訴人之事御褒美可被下之」がある。また「質屋作法之事」としては「正編」巻四「法度書」に「質物取置之事」があり、「請ぎる様に札書付」事の禁止や盗品取引の禁止等が示される他「正編」巻三「諸法度掟」には「万売買之儀」として「喩者眼力之不達事は其身も可為恥

辱」といった注意もある。第四十五ヶ条目「田地売買事」は寛永二十年の百姓田畑永代売買禁止令以前の法令とみられ、巻十一ノ7「元和年間」に伊賀守殿の裁く事件であるという記述とも照応する。巻十二ノ4「年季奉公人之事ニ付主人籠舎事」は、年季途中で帰る召仕を訴えた主人が、そもそも「十年ヨリ上ノ年季ハ御法度ノ御置目ナリ、夫ラ背キタル事曲事」として逆に逮捕される事件であり、元和頃「年季之事三ヶ年を可限三ヶ年過者可為曲事事」(教令類纂『初集五十三「奉公人並入宿之部」元和五己未年十一月)であった年季契約が十年に緩和される寛永四年(一六二七)以降の話とみられる。

このような法令の判例として享受されうる「正編」や「続編」の裁判説話の要素は、『板倉政要』の「後編」と銘打たれた『板倉政要後編』(国会図書館蔵、他)の所収話とは性質を異にしている。「続編」と「後編」とで裁判話の諸本の系列が分かれる所でもある。後者の『板倉政要後編』の系統の説話は、仮名草子や浮世草子からの智慧話・比事物を多く剽窃し、先行作品という素材から文芸化された性格を引き継いだ裁判話をもつ読み物であったといえるからである¹³⁾。

二 「作品」としての性質

もとより裁判の「嘲」である作品は畢竟「書かれたテキスト」であり、当代の「歴史」其儘を忠実に記録したものとしてみられない。ゆえに研究的にも「史料的价值を一突に付」¹²¹されていた『板倉政要』『正編』の裁判説話の性質を、あえて法例集としての実用的意義や寛永文化史・社会史との関係から具体的に検討したが、前掲熊倉氏論文の意義である。その方法に倣い、まずその側面に「正編」と『続板倉政要』の共通する要素を認めることができる。一方、「文学」としての形象化が未熟だった¹²²といわれる『板倉政要』の「正編」と同様に、『続板倉政要』裁判話にも他作品との関係やその文芸性の問題が問われる。近年の研究動向をみるに、近世比事物作品の小説性や「ミステリー」としての意義の考察において、『板倉比事』の文芸性の評価は確かに高くはない。例えば『本朝松陰比事』論の場合でも、その多くは『板倉政要』の「事件の背景」事件発生→司代へ愁訴→捜査と判決→結末→世の評判といった展開を、硬直で単調な文体による陳腐な語型とし、浮世草子の方法こそをその語型からの文芸様式的発展とみる向きが強い。事件内容の「智恵の意外性」やトリック自体も、典拠『棠陰比事』『智恵鑑』等の影響によるもので、

『続板倉政要』系列裁判説話の性質

必ずしも『板倉政要』オリジナルの魅力ではないとされる。そのような点を踏まえつつも、史実の反映された裁判説話というテキストの「裁判をいかなる事件として語るか」という意図とその影響等は、再考されるべき問題と思われる。

「正編」の『棠陰比事』等の利用については既に先行諸論に指摘（※一覧表に付記）されるところである。『続板倉政要』の場合、筆跡判明による解明（98「国淵求賤」等）は巻十一ノ3、手形未返によるトラブル（134「趙和贖産」等）は巻十一ノ5、盗品露頭による解明（44「彭城書業」等）は巻十四ノ5や巻十五ノ6などにおいて、トリックとしての基本的な共通性がみられる。が、特定の中国種を直接の典拠とした密接な関係とみるには、類例が多すぎるともいえる。話の種の利用の可能性のあるものとしては、巻十二ノ9「叔父甥出入之事」を例に掲げたい。子の相続分の遺産を叔父が預かり、子の十五歳時に返還するべし、とする遺言を無視し、叔父が約束時にも遺産を渡さないう、史実的一般的にありがちな係争であると同時に、¹²³『棠陰比事』132「司空省書」に通ずる趣向の話とみられる。しかし、「司空省書」では亡父が息子に「一劍」を遺しその意味を裁判官が説くのと比べ、巻十二ノ9の話では遺言の「上様の御仕置のごとく」という文言を「秀頼様

ノコトクと解釈した叔父が、「秀頼様ハ御濱レナサレ候
間一甥に遺産を渡さな、という事態となり、この遺言書
をいかに解釈し解決すべきかという言葉の機智の興味が発
生してくる。伊賀守殿がこの争いに対し「秀頼ノ事ハ自業
自得ト云フモノ也、汝等方知ル処ニアラズ、此文章ヲ守ル
ハ鶴ノ真似スル鳥ニ等シ」と諷める結末には、慶長二十年
(一六一五)大坂夏の陣以降、人々にとって生々しく当代
的な事件であったはずの豊臣家滅亡と幕府側の態度が裁
判語に盛り込まれた感がある。先に述べた実録的要素とも
相俟つて、事件に対して近世初期当時の社会状況を覗んだ
語り口が用いられるこのような話例が、「正編」に続く
「続編」らしき特徴づけよう。

現存写本の状態のごとく「書かれ、享受された」板倉
政要「裁判説話を「作品」とみる時、その「正編」「続編」
が共有する時間性は、「板倉殿」でありかつ「京都所司代」
と呼ばれる人物の在任期間として作品世界に規定される。
史的にみて、家康による板倉伊賀守勝重の任命以降（
六〇一）・板倉周防守重宗の在任（一六一九）一六五
一）・慶安四年の牧野佐渡守親成の在任に次ぐ板倉内膳正
重矩の在任、寛文八年（一六六八）七月の京都東西奉行所
設置まで、すなわち慶長―寛文期までをその時間に含める
ことが可能である。だが、「板倉殿」が京都「所司代」を

務めた近世初期の幕藩体制確立の過渡期は、大坂冬・夏の
陣、家康の死、鳥原天草の乱、家光の死、由井正雪の乱
等、体制を脅かす不安定な要素がしばしば噴出した時代で
あり、朝廷との調停的な將軍上洛が何度も図られる等、幕
府側の上勢力の攻略と秩序化の重要な任務を、伊賀守勝
重や周防守重宗が担っていた。さらに内膳正重矩に至る寛
文時代では、経済基盤たる農業生産を脅かす災害凶作への
対策の一方で、都市で享樂的に発展する「市民の奢侈」の
禁令との抵触、物価の上昇や経済文化の発展に伴う取引・
雇用・相続に関するトラブルが、実質的に増加したであろ
うと考えられる。「板倉政要」が成立したのはむしろ「内
膳正殿」の時代に近い頃であり、その「現在」の認識から
過去の時間が描かれる時、「書かれるもの」には微妙な意
味が生まれる。慶安以降の京都市政の強化・町人自治への
規制を背景とした「撰述者 およびその読者層の期待と
実態の差異」があり、「伊賀守殿」「周防守殿」の話が多い
所収話に寛永時代への「善政」回顧の志向が窺われる、と
する指摘もある。作品内に「牧野様」の話が含まれない
点に、板倉家「三代」の卓越した裁判能力は、寛文時代の
「内膳正殿」にも血筋として継承されるものであらまほし
きものである、といった願望的認識が表象化されるなら
ば、「書かれるもの」が志向する世界と歴史社会的事実と

の乖離は当然起りうるであらう。後代の『白石紳書』や『武野燭談』等の教訓的人物逸話等に著しい「板倉様」三代の血筋の「説話化」は既に始まっている。後世の読者が『板倉政要』裁判説話を享受する際、そのようにして成り立っていく「板倉様」のイメージを重ねつつ「続編」「後編」系列の諸作品を生み出していった可能性も考えられる。

ただし説話の個別的な「時代」の話題の限定性は、ミステリーそのものの生命の長さを限定することにもなる。前述の卷十二ノ4「年季奉公人之事ニ付主人籠舎事」の例でいえば、基本の「年季奉公十年」制限はその後の元禄十一年（一六九八）の令などで実質的に緩和が進んでいく。奉公人を訴えた主人の非を戒める理由として卷十二ノ4の事件の処置に生かされた「智恵」の種は、後代ではさほど鮮やかものとはならないのかもしれない。

当代の読者にとつては比較の実用的な説話であつた可能性のある『板倉政要』裁判説話には、写本の書承の過程の先に、歴史的逸話としての意味の変質が待っている。謎解きのトリックが普遍的なストーリーほど、裁判話の形や意匠が多少変わろうとも、その展開の筋の趣向は「話」の興趣として命脈を保ち続ける。享保以降の「江戸」の「大岡裁判物」などは、トリックストーリーの愉楽の享受の要求

のもとに、更に後世の事件例等を加えながら生まれてきたとも考えられ、顧みるに『続板倉政要』裁判説話の系統諸本が「正編」に比べて多くはないことの原因も、そうした問題と関係しているのではないだろうか。以上、「正編」「続編」を通して幾つかの指摘を行ってきたが、仮名草子や浮世草子との関係の可能性や、後続裁判話作品との質的な差異については、引き続き後考としたい。

注

- (1) 拙稿『続板倉政要』系列裁判説話の研究(一)「四、香椎湯」第46頁48号、51号(平12・12頁14・12・17・12)。
- 以下、本論での『続板倉政要』本文引用はこの翻刻に拠る。

- (2) 熊倉功夫『史料翻刻』板倉政要』第六卷ノ第十卷 裁判話の部」(筑波大学歴史人類学部『歴史人類』第17号、昭62・3)
- (3) 同『寛永文化の研究』(吉川弘文館 昭63・10)第三部「寛永文化の変容」第一章『板倉政要』と板倉京都所司代」
- (4) 京都大学法字部蔵本三冊 八巻追加一巻。青色無地表紙、二三・二ノ一六・五cm、一三三丁。京都帝国大学図書印、朱陽単梓「里村蔵書」印など。所収裁判話は「正編」卷六頁八と卷十分に相当。

- (5) 五冊十卷本(二卷ずつ合冊)。青色無地表紙、二三・四×五・八cm、一五七・五丁。貸本屋らしい黒陽「出羽／＼○屋／＼□□(※黒消)」印など。巻五／＼十の裁判話は「正編」巻六／＼八と巻九分に相当。詳細は『板倉政要』写本「正編」説話の様相(「香椎鴻」第52号)に言及。
- (6) 日本文芸研究会第55回研究発表大会での研究発表「続板倉政要」系列裁判話の本文(平15・6・15)での作成分に筑波大学蔵本『板倉顕命録』所収話の対応を付加し内容も大幅に訂正した。裁判話集の検討方法として松村美奈「鎌倉比事」試論―親子・家族関係を中心に―(『愛知大学国文学』第43号、平15・11)の「鎌倉比事」内容整理表、岡本隆雄「本朝検陰比事」論―民事譚の法認識を中心に―(『群馬県立女子大学国文学研究』第11号、平3・3)の「板倉政要公事掬(巻六／＼八)一覽」その他、諸論考での検討方法を参考としている。
- (7) (3)所収「終章にかえて―『洛陽名所集』の著者とその父―」などの。
- (8) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊44 談海 玉瀟隱見』(汲古書院 昭60・8)
- (9) 今井金吾校訂『定本 武江年表 上』(筑摩書房、平15・10)
- (10) 大平祐一「近世の合法的「訴訟」と非合法的「訴訟」―救済とその限界―」(藤田貫編『民衆運動史 近世から近代へ』3 社会と秩序『青木書店、平12・3)第1章所収。
- (11) 中田薫「法制史論集 第三卷上 債權法及雜著」(岩波書店、昭18・6初版、昭46再版)「第十八 板倉氏新式目に就て」
- (12) 内閣文庫所蔵史籍叢刊22『教令類纂 初集(二)』(汲古書院、昭57・10)、熊谷開作他編『日本法史年表』(日本評論社、昭56・3)参照。
- (13) 拙稿「板倉政要」続編「諸本考」(「香椎鴻」第45号、平11・12)
- (14) (3)に同じ。滝川政次郎『日本法律史話』(アイヤモント社、昭18・11)「板倉の風さばき」を引用した箇所を指摘。
- (15) 篠原進「本朝検陰比事」のへぬけ(『青山学院大学文学部紀要』第31号、平2・2)
- (16) 森耕一「本朝検陰比事」の「ミスナリ性」(『そのだ語文』第5号、平18・3)等の諸論考。
- (17) 国立国会図書館蔵『案陰比事加鈔』(寛文二年刊、一三二・六・二〇)本文に拠る。
- (18) (3)に同じ。

【参照】京都大学蔵本底本『板倉政要』巻六十一「正繼」所收話の場合

15雪舟ノ繪賣陰公事 間防殿 雪舟の三幅対の本物を見せ、宛め折紙付きて偽物を

16密通公事 板倉殿 六条門跡前の賣女名博多浪人の妻有徳町人と密
なて穿鑿ありと告白
今後正罪が露顯の場合も重
手買手不穿鑿となるが、

2主生ノ地蔵門内子 間防守殿 上京本願寺、壬生地蔵前で本願盜難、地蔵を御講
後、本願東亮符腰から盜品発見、油断の犯人逮捕
【案内】寛政御座、38(濱州市通)
者三人の内、証候隠微、門監差類の血闘で発覚
中書を切られ印を六浦、因襲、被奪場所も不明
3京六波羅ニ子夜監問人 間防守殿 亭主斬殺後、金銀監講、車の証言で身持不明の容疑
者三人の内、証候隠微、門監差類の血闘で発覚
4京ノ浪民甲子吹ル、 伊賀守殿 中書を切られ印を六浦、因襲、被奪場所も不明
5酒狂人之事 伊賀守殿 酒屋の旧奉公人が酔つて暴打監奪で怪我人。旧主人
怪我人の程度に依り処罰、洛中で飲酒強要止む
伊賀守殿 偷約令に對し、商人が鐵筋六波羅の簡約を訴え。
【陣立】聞へしと斬首もしくは所払い。

7博奕公事之擗 伊賀守殿 博打で三貫の具有を騙りたどと訴へ、勝者から銀
を返却、百日全員觀告する。儲け無益のため洛中
の博打が打ち損なまで處れる
8瓢箪讓子事 伊賀守殿 四奈通有徳商人連言「二食字」に各瓢箪を残す。立
つ瓢箪の末子本系相繼、後に見入人は財を失う
伊賀守殿 賀茂御宮に実子が出来、邪威な養子の非と陳謝
9賀茂ノ彌屋養父養子 伊賀守殿 え。養父に養育五分、隠居料、養子が家督相繼
【案内】養父が家督相繼
10同養子擗出入之事 伊賀守殿 丹波國池上の者、養子母の非を訴え。召喚の掟が養
父の進口を申し立て、養母非道、智を追放刑
11五盜盗人之事 間防守殿 被奪者が双方持ち上中下五器の値段を即
座に見分けて盗人言破る
【案内】盗徒符違非走
12宿賃公事之事 伊賀守殿 下京の者が六貫系賃講料、六貫、上京で車引となり
借宅。三奈崎で食主が六貫を差し押へ。商売不能
のため、欠落者を雇つた現主人から六貫文を払わ
13家督公事擗 間防守殿 後家弟とで争つ、弟を復讐し双方相違分ける
後家弟とで争つ、弟を復讐し双方相違分ける
14正宗ノ刀偽 間防守殿 支払に困つた町人が、有徳人所有の正宗を勝手に銀
買物の購入町人の家贈呼、所払

1 田地公事 伊賀守殿 出料百姓、五反の田子二十五兩借金四年、十
十兩の元売却とせじれる。田如水代売買は禁止、十
四年年季として本堂、田地返却を命ず。その後上
なる
2 賣物公事 間防守殿 四奈通の賣屋、旅人の十兩分の買が美は盜品と発
覺、賣屋の本願、賣屋主に返却、代價分を奉公
3 法華坊主之事 板倉殿 女と密通の價、他村へ繰付した間の女が嫉妬し、膝
頭、自殺を願ひ、僧道貫、弟子は博助で殺害。弟子
が白状し僧と二人の女も、罪門、弟子も死罪
4 京都寺町寺止、功主 伊賀守殿 商人養父が妻の連理子の娘に執心、寺町の僧が娘と
駆け落ち脱出、罪を定まるとなる。事情あるも密通に
より僧は栗田口で良賣、養父は追放、家屋敷は娘の
母に

5 依孝心家有免、問民 板倉殿 東山低問茶屋の寺住、四、近隣と仲悪く一ヶ月後、
死守問てを母の心秘話、救済し年寄十八組を藏重
注意
6 下人手討之事 伊賀守殿 召仕の手討を遺棄、亦、召仕の不行跡と主人の事
情を認め、五七日、錢屋命、今後、有免し注意
7 家督論義之事 間防守殿 七条の商人、娘姪に家督譲り死に後、奥州で商売部
配分
9 丹波八上の者、求女相續した野合馬の草刈場の道
を勝手に直し、池上村百姓と争う。他村の浪人の
10 養絶ノ第二女之家 間防守殿 商人兄弟死に、二十年不相業絶の江戸の弟は相繼、拒
せず訴訟、夫を元主人には養育扶助を命じる

8 野合草刈場論之事 板倉殿 丹波八上の者、求女相續した野合馬の草刈場の道
を勝手に直し、池上村百姓と争う。他村の浪人の
9 下女婿狂入ル事 伊賀守殿 商民の抱置女が狂入、女の夫が金銀をねだるが承知
せず訴訟、夫を元主人には養育扶助を命じる
10 養絶ノ第二女之家 間防守殿 商人兄弟死に、二十年不相業絶の江戸の弟は相繼、拒
せず訴訟、夫を元主人には養育扶助を命じる

『続板倉政要』系列裁判説話の性質

8 洛中洛外非人共	内藤正殿	住居の無い非人の悲訴 鳥辺野と高岳に収容住家設
9 山公事割	伊賀守殿	採炭を認めず訴訟 契約書山絵図の「山一岫」の記載を証拠に商人の権利認める 〔奈良辰 ¹ 瀬相蘭産〕
10 娘出入之事	内藤正殿	開基の口論で養女 加害者は被害者に治療費負担、双方親會と治療負担 <small>〔巻目ノ4〕</small>
1 町人喧嘩手具之事	伊賀守殿	上島羽農民の魂の結核不都合で下島羽農民が迷惑 告訴。上島羽は下島羽農民の埋葬請不参加を逆に非難。上島羽が三分 本を配水し下島羽が工事参加との約で和睦させる
2 鳥羽ノ百姓來論之	伊賀守殿	六角堂近辺の真岡 文七日殺害。讒書から女房密通・間男への殺人依頼が発覚。両者磔刑
3 掾官カキノ事 元相	伊賀守殿	六角堂近辺の真岡 文七日殺害。讒書から女房密通・間男への殺人依頼が発覚。両者磔刑
4 家屋配分之事	周防守殿	六条御堂前の有徳間合亭三人通産争い、生前も金銀配分、総領主張加、所司代は開口相当配分で和睦勧告 <small>〔巻目ノ5〕</small>
5 借金請入之事	内藤正殿	賀茂社人が金子百兩借用派り、請入の七条道場前の商人も三百兩借用し返済可。又請入の年寄十人組は三百兩弁償は並大層も、社人の百兩分は交渉次第。返済不要ではない注意
6 刃傷御ギノ事	周防守殿	五十風の廿二夜中 象鼻置屋等の殿者が助言者と口論喧嘩、取り押さえた人々惨死。百日籠舎の替りに金子五兩で治療弁償
7 下草刈之事	周防守殿	蟻蟻二尊院の百姓 下草に六つた御料の百姓を打撃 御料代官が所司へ仰入。二尊院百姓を叱責、百姓療治代に弁償の未返
8 盗入人之事	板倉殿	東山清水寺で花を折る船客を寺僧達が半死半生に打撃。回復まで相子 ² 家藏有を命令
9 出居衆公事	板倉殿	鳥丸通商民が家賃請求 出居衆が貸金十兩差引分要求で争い。誣文誣書と負職を勧告
10 娘出入之事	周防守殿	立売の有徳間人懇願死に 相母は連星女子九歳、嫁は男子五歳の相縁を主張争い。十三歳成長時の二人を比較 発明の男子が相縁し和睦

『続板倉政要』系列裁判説話の性質